

性別による差別的取扱い等の防止に関する規則

(平成二十四年三月十五日規則第百五十二号)

(目的)

第一条 この規則は、次に掲げる事項を目的とする。

一 日本国憲法が規定する基本的人権の尊重及び両性の本質的平等を基本的理念として、我が国が女性差別撤廃条約の締約国であることに鑑み、日本弁護士連合会(以下「本会」という。)及び会員(弁護士である会員、外国特別会員、準会員及び特別会員をいう。以下同じ。)が性別による差別的取扱いをすることを防止し、もって、男女が対等な構成員として、法曹界のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保すること。

二 セクシユアル・ハラスメントが日本国憲法に規定する両性の本質的平等にもとり、基本的人権を侵害する行為であること及び会員によるセクシユアル・ハラスメントがその態様により会員の品位を失うべき非行に該当し得ることに鑑み、弁護士としての職務その他一切の活動に関連してセクシユアル・ハラスメントが行われることを防止し、もって、職場の

- 1 -

良好な環境及び本会の信用を維持し、並びに会員の品位を確保すること。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 性別による差別的取扱い 会員の事務所における活動、本会、弁護士会及び弁護士会連合会における会務活動その他の職務等に関する一切の活動において行われる生物学的又は社会的な性差を理由とする差別的取扱いをいう。

二 セクシユアル・ハラスメント 会員の事務所における活動、本会、弁護士会及び弁護士会連合会における会務活動その他の職務等に関する一切の活動において、他人に不快感を感じさせる性的な言動をいう。

(性別による差別的取扱い又はセクシユアル・ハラスメントに関する苦情相談)

第三条 会員から性別による差別的取扱い又はセクシユアル・ハラスメント(以下「差別的取扱い等」という。)を受けた会員、司法修習生、会員の事務所研修中の者、本会、弁護士会、弁護士会連合会若しくは会員の

- 2 -

事務所勤務する者（これらの者になろうとする者又はこれらの者であった者を含む。）、依頼者又は相談者は、本会に対し、苦情又は相談（以下「苦情相談」という。）を申し出ることができる。

2 前項に規定する苦情相談の申出をすることができる者は、差別的取扱い等を拒否し、又は差別的取扱い等に対して抗議したこと、差別的取扱い等に関する苦情相談を申し出たこと等差別的取扱い等に対する正当な対応をしたこと又は第七条第二項に規定する相談員による事情聴取若しくは第八条第二項に規定する調査委員会による調査に協力をしたことにより、いかなる不利益も受けない。

（差別的取扱い等の防止に関する措置）

第四条 本会は、会員による差別的取扱い等を未然に防止するため、次に掲げる措置を行う。

- 一 差別的取扱い等の防止に関する指針の作成及び周知
- 二 前条第一項に規定する苦情相談の申出をすることができる者が差別的取扱い等を拒否し、又は差別的取扱い等に対して抗議したこと、差別的取扱い等に関する苦情相談を申し出たこと等差別的取扱い等に対する正当な対応をしたこと又は第七条第二項に規

- 3 -

定する相談員による事情聴取若しくは第八条第二項に規定する調査委員会による調査に協力をしたことにより、不利益を受けないようにするための措置

（研修）

第五条 本会は、会員に対し、差別的取扱い等の防止に関する研修を実施するよう努めるものとし、弁護士会が同様の研修を行う場合にあつてはこれを支援する。

2 会長、副会長、事務総長及び事務次長（以下「会長等」という。）は、その役職にある間において、本会が会長等その他のために実施する差別的取扱い等の防止に関する研修に毎年一回参加しなければならない。

（相談員）

第六条 本会は、苦情相談に応じる者として相談員を選任し、その名簿（以下「相談員名簿」という。）を作成する。

2 会長は、前項の相談員の選任に当たっては、第一号から第五号までに掲げる者の中からそれぞれ当該各号に定める人数を、第六号に掲げる者と併せて合計二十人以上となるよう選任するものとする。ただし、相談員のうち半数以上を女性とし、かつ、各弁護士会連合会から男女各一人以上を選任するものとする。

- 4 -

- 一 事務総長が推薦する事務次長 二人
 - 二 男女共同参画推進本部の委員 二人以上
 - 三 両性の平等に関する委員会の委員 二人以上
 - 四 人権擁護委員会の委員 一人以上
 - 五 司法修習委員会の委員 一人以上
 - 六 その他会長が指名する者
- 3 相談員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 本会は、苦情相談に相談員が適切に対応できるようにするための研修を実施するものとし、当該研修に相談員を参加させるものとする。
(相談員による苦情相談の手続等)
- 第七条 本会は、第三条第一項に規定する苦情相談の申出をすることができる者から苦情相談の申出があつたときは、相談員名簿の中から当該苦情相談に応じる者を指名し、相談に当たらせるものとする。
- 2 前項の指名を受けた相談員は、当該苦情相談を申し出た者(以下「申出人」という。)から事情を聴取し、当該苦情相談の内容である差別的取扱い等に起因する問題の解決のために必要な説明、助言等を行うものとする。

- 5 -

- 3 相談員は、苦情相談に応じたときは、行った事情聴取、説明、助言等の内容について書面に記録し、速やかに、本会に提出して報告しなければならない。
 - 4 相談員による苦情相談の手続及び相談に当たり留意すべき事項は、この規則に定めるもののほか、細則で定める。
- (調査委員会による調査)
- 第八条 本会は、相談員から前条第三項の報告を受け、調査を行う必要があると認めるときは、当該苦情相談に応じた相談員以外の相談員から男女各一人以上を含む三人以上の委員を指名して調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会は、申出人及び当該苦情相談において差別的取扱い等を行ったとされる会員(以下「相手方」という。)又はその上司等の関係者(以下「関係者」という。)から事情聴取を行う方法等により事実確認その他の調査を行う。
 - 3 調査委員会は、前項の調査を行ったときは、当該調査の結果を書面に記録し、速やかに、本会に提出して報告しなければならない。
 - 4 調査委員会による調査の手続及び調査に当たり留意すべき事項は、この規則に定めるもののほか、細則で定

- 6 -

める。

(調査への誠実な対応)

第九条 会員は、調査委員会から事情聴取を受け、又は協力等を求められたときは、誠実に対応するよう努めるものとする。

(相談案件に関する措置)

第十条 本会は、第八条第三項の報告を受け、必要があるとき認めるときは、相手方又は関係者に弁明の機会を与えた上で、差別的取扱い等に起因する問題の解決のための次に掲げる措置を行うことができる。ただし、苦情相談又は調査委員会の調査において十分に弁明の機会があったと認められるときは、改めて弁明の機会を与えることを要しないものとする。

一 相手方に対する助言又は勧告

二 相手方が所属する事務所又は弁護士法人の関係者に対する差別的取扱い等に起因する問題の予防及び解決のための対処等の要請

三 謝罪等のあつせん

2 本会は、第八条第三項の報告を受け、前項の措置を行う必要がないと認めるときは、何らの措置を行わない旨の決定を行う。

- 7 -

3 本会は、第一項の措置を行ったときは、その内容(相手方が弁明を行った場合は、当該弁明の内容を含む。)を書面に記録し、申出人及び当該相手方の所属弁護士会に通知するものとする。ただし、申出人が相手方の所属弁護士会への通知に異議を述べた場合は、この限りでない。

4 本会は、第二項の決定を行ったときは、その旨を申出人、相手方及び関係者(当該関係者から事情の聴取を行った場合に限る。)に通知するものとする。

(プライバシー等の配慮)

第十一条 相談員は、苦情相談に応じ、又は調査委員会の委員として第八条第二項の調査を行うに際しては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、真摯かつ迅速に対応しなければならない。

2 相談員は、会長等又は他の相談員との苦情相談についての対応に関する協議を行う場合その他正当な理由がある場合を除き、第七条に規定する苦情相談及び第八条第二項の調査の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(記録及び記録の保管)

第十二条 本会は、第七条第三項に規定する苦情相談の

- 8 -

記録の書面、第八条第三項に規定する調査委員会の調査の記録の書面、第十条第三項に規定する措置の記録の書面、同条第四項に規定する通知文書その他苦情相談に係る資料等を編綴して記録する。

2 前項に規定する記録は、会長が保管し、何人も閲覧できないものとする。ただし、懲戒手続に使用する場合その他の正当な理由があるときは、会長の許可を得て、閲覧し、又は謄写することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本会は、会員の研修等のため、第一項の記録について、個人を識別することができる記述等の部分を除く等の必要な編集を行い、かつ、事案を抽象化した記録を作成して保管し、公表することができる。

(細則への委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。